

第3回東京都安全・安心まちづくり有識者懇談会」の開催結果について

1 開催目的

東京における犯罪を防止し、都民が安全で安心して暮らせるまちづくりを行うための有効な方策等を検討するため、各界の有識者から成る「東京都安全・安心まちづくり有識者懇談会」が設けられ、本年2月26日に第3回懇談会が開催されました。

今回の懇談会では

これまでの取りまとめ

東京都安全・安心まちづくりについての報告書に関する検討を行いました。

2 開催日

平成15年2月26日(水)

3 開催場所

警視庁本部庁舎内会議室

4 出席委員(6名)

座長	成田 頼明 氏	横浜国立大学名誉教授・日本エネルギー法研究所理事長
委員	上村 弘明 氏	(財)東京防犯協会連合会 専務理事
	小宮 信夫 氏	立正大学文学部社会学科助教授
	小山 洋子 氏	(社)東京都小学校PTA協議会 会長
	平野 啓子 氏	語り部、テレビキャスター
	前田 雅英 氏	東京都立大学教授

五十音順

5 発言要旨

冒頭、生活安全部長が「第3回東京都安全・安心まちづくり有識者懇談会」の開催に当たっての挨拶を行いました。

その後、以下のように意見交換が行われました。

「これまでの取りまとめ」について

平成14年中の東京都内の刑法犯認知件数は30万件を超え、ひったくりや乗物盗などの

路上犯罪、侵入窃盗、凶悪犯罪などが依然として多発している。

「体感治安」を回復し、都民が安全で安心して暮らせることを実現するためには

- ・ 住民の防犯意識の向上と自主的な防犯活動の促進
- ・ 犯罪の機会を減らす都市環境づくりの推進
- ・ 都民と行政のパートナーシップの確立

というソフト、ハード両面からの総合的な施策を実施することが必要である。

そのためには、東京都の関係部局が連携して取り組むことはもとより、都民や他の関係機関との連携が不可欠であるとの意見で一致しました。

また、安全・安心まちづくりにおける様々な施策を展開する上で、都内全域において継続的かつ効果的に取り組んでいくべき事項については

- ・ その礎となる条例の制定が必要である

との認識が示されました。

今後、安全・安心まちづくりを進めるに当たっては、これまでの議論で挙げられたもののほかに

- ・ 生活安全教育、被害防止教育を充実すること
- ・ 自主的な防犯活動を促進するためには、地域の核である学校等を拠点とすることも考慮すること
- ・ 非行少年の処遇だけでなく、保護者に対して子育ての指導や支援を行うなど、きめ細かな非行少年対策を実施すること
- ・ 安全・安心まちづくりアドバイザー制度を導入すること
- ・ 地域住民や専門家を交えて、安全・安心まちづくり計画を立案し、実施し、実施結果を検証をする仕組みを確立すること

などが必要であるとの意見が出されました。

東京都安全・安心まちづくりについての報告書案」について

これまでの懇談会において議論されたことを報告書として取りまとめるに当たっては、

- ・ 犯罪の増加と「体感治安」の低下
- ・ 犯罪多発の背景にあるもの
- ・ これまでの取組と今後の課題
- ・ 安全・安心まちづくりによる犯罪に強い都市東京の実現
- ・ 犯罪に立ち向かう都市東京
- ・ 安全・安心まちづくりの条例の制定

を大項目とすることで意見が一致しました。

このうち安全・安心まちづくりの条例の制定については、犯罪の発生を抑止する効果のある条例が必要であり

- ・ 都、事業者、都民の責務を明確にすること

- ・ 住民の自主的な防犯活動の推進が図られること
- ・ 都民と行政が一体となった安全・安心まちづくりの推進体制が整備されること
- ・ 住宅の防犯性の向上が図られること
- ・ 道路、公園等の防犯性の向上が図られること
- ・ 金融機関、深夜スーパーマーケットの防犯性の向上が図られること
- ・ 学校等における児童等の安全の確保が図られること

などを盛り込んだものが望ましいとの意見で一致しました。